

井原市低入札価格調査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、井原市が発注する建設工事の入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定するために行う調査（以下「低入札価格調査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査の対象となる工事は、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）6,000万円以上の建設工事とする。

(調査基準価格)

第3条 低入札価格調査を行う基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（昭和61年6月26日採択）」を基準に算出した額とする。

(調査会の設置)

第4条 調査基準価格を下回る価格をもって入札が行われた場合は、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて審査するため、調査会を設置する。

2 会長は総務部長を、会員は設計・施工担当部長、市長が指名する検査担当職員、設計・施工担当課長及び財政課長をもって充てる。

3 会長に事故があるときは、委員の互選により会長の職務を代理する者を選出する。

4 調査会の庶務は、総務部財政課において行う。

(落札決定の保留等)

第5条 調査基準価格を下回る価格をもって入札をした者（以下「低価格入札者」という。）がいる場合には、入札執行者は、入札参加者に対して、落札者の決定を保留し、後日その結果を通知する旨を告げて入札を終了するものとする。

(失格基準価格)

第6条 対象工事の予定価格に市長が別に定める率を乗じて得た額（以下「失格基準価格」という。）を下回る価格をもって行われた入札は、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるものと判断して失格とし、次条以下の調査は行わないものとする。

(調査)

第7条 調査会は、失格基準価格以上の価格をもって入札をした低価格入札者のうち最低の価格をもって入札したもの（以下「最低価格入札者」という。）に対し、低入札価格調査報告書の提出を求め、次の項目について調査を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 入札価格の内訳書
- (3) 対象工事附近における手持工事の状況
- (4) 対象工事に関連する手持工事の状況
- (5) 対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等の関連
- (6) 第1次下請けの予定業者名及び予定下請金額
- (7) 手持資材の状況

- (8) 資材購入先及び購入者と入札者との関係
 - (9) 手持機械の状況
 - (10) 労務者の具体的供給見通し
 - (11) 過去に施工した公共工事名、発注社名及び成績状況
 - (12) 建設副産物の搬出予定状況
- 2 低入札価格調査報告書の提出期限は、調査会が提出を求めた日の翌日から起算して5日以内（5日目が閉庁日の場合は、その直後の開庁日）とする。
- 3 調査会は、第1項の調査を行ってもなお疑義がある場合においては、さらに次の項目について調査を行うものとする。
- (1) 経営内容（関係機関等への照会）
 - (2) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況）
 - (3) その他必要な事項
- 4 調査会は、最低価格入札者が第2項の規定により指定した期日までに低入札価格調査報告書を提出しないとき、また、第1項及び第3項に規定する低入札価格調査に応じないときは、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるものと認めるものとする。

（審査及び決定）

第8条 調査会は、調査結果をもとに最低価格入札者を落札者とするか否かを判断し、議決事項についての決裁を経て決定するものとする。

- 2 審査の結果、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断した場合は、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者（失格基準価格を下回ったことにより失格となった者を除く。）のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者として決定する。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であったときは、前条以降と同様の手続きをとるものとする。

（通知）

第9条 落札者の決定結果については、該当入札参加者全員に対して通知するものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年8月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する建設工事について適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。